

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良事業の認可(二件) (農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)

廃川敷地の生成(河川課)

◇ 正 誤 昭和六十三年九月鳥取県告示第八百四十七号中訂正

昭和六十三年九月鳥取県告示第八百五十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大滝地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十三年五月九日現在の地番による。)
大滝字堀田	大滝字堀田の全域 大滝字下堀田一一四の一部、一一五、一一六の一部、一一七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大滝字下堀田	大滝字下堀田のうち一一四の一部、一一五、一一六の一部、一一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大滝字元村屋敷	大滝字元村屋敷のうち二五七の二、二五八の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二五七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大滝字村屋敷	大滝字元村屋敷二五七の二、二五八の六及びこれらと一体をなす国有地並びに二五七の一と一体をなす国有地の一部 大滝字村屋敷のうち三四三の六の一部、三四五の一部及び三四三の六、三四五と一体をなす国有地の一部以外の区域

大滝字平ル	大滝字村屋敷三四三の六の一部、三四五の一部及び三四三の六、三四五と一体をなす国有地の一部 大滝字平ルのうち三七七の二の一部、三七九の二の一部、三七九の二の一部、三八〇の一部、三八三から三八五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大滝字前田四〇二の一部、四〇三の一部、四〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大滝字前田	大滝字平ル三七七の二の一部、三七九の二の一部、三七九の二の一部、三八〇の一部、三八三から三八五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大滝字前田のうち四〇二の一部、四〇三の一部、四〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大滝字尾尻四一一、四一二、四一三の二、四三四の二の一部、四三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大滝字尾尻	大滝字尾尻のうち四一一、四一二、四一三の二、四三四の二の一部、四三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
栃原字布畑ケ	栃原字布畑ケの全域 栃原字上丸林五九、六〇の二、六一の二、六三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七二の二と一体をなす国有地の一部 栃原字丸林二〇五及び二〇五、二〇六と一体をなす国有地の一部
栃原字上丸林	栃原字上丸林のうち五九、六〇の二、六一の二、六二の二、六二の三、六二の四の一部、六三の二、六三の二の一部、六四の二の一部、六四の二、六五から六八までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
栃原字中丸林	栃原字南丸林一八四の二の一部、一八四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部
栃原字下丸林	栃原字上丸林六三の二の一部、六四の二の一部、六四の二、六五から六八までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 栃原字中丸林のうち九三の二の一部、九四の二の一部、九八の二の一部、九八の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇三の二の一部、一〇五の二の一部、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
栃原字行部司	栃原字中丸林九九の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字下丸林のうち一〇八の二の一部、一一一の二の一部、一一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
栃原字南丸林	栃原字行部司のうち一二三の二の一部、一二五、一二六の二の一部、一二七の二の一部、一二八の二の一部、一二九の二の一部、一六一の二の一部、一六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 栃原字南丸林一六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
栃原字下丸林	栃原字上丸林六二の二、六二の三、六二の四の一部、六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 栃原字中丸林九三の二の一部、九四の二の一部、九八の二の一部、九八の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字下丸林一一一の二の一部、一一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字行部司一二三の二の一部、一二五、一二六の二の一部、一二七の二の一部、一二八の二の一部、一二九の二の一部、一六一の二の一部、一六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>栃原字西屋敷</p>	<p>栃原字原屋敷</p>	<p>栃原字屋敷東</p>	<p>栃原字上駕籠原</p>	<p>栃原字丸林</p>
<p>栃原字原屋敷二八六の一の一部、三〇六から三〇八まで、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 栃原字西屋敷のうち三二八の一部、三二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>栃原字屋敷東二六〇の一の一部、二六〇の四から二六〇の七までの一部、二六一の一部、二六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字原屋敷のうち二七一、二八六の一の一部、三〇六から三〇八まで、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二八〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 栃原字井谷平九五五の三の一部、九五五の四の一部、九五六の一部</p>	<p>栃原字上駕籠原二四七の一と一体をなす国有地の一部 栃原字屋敷東のうち二六〇の一の一部、二六〇の四から二六〇の七までの一部、二六一の一部、二六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 栃原字原屋敷二七一及び二七一、二八〇の二と一体をなす国有地の一部 栃原字籠原九七三の二、九七四の二、九七五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>栃原字上駕籠原のうち二四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 栃原字籠原九七五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>栃原字南丸林のうち一六四の一部、一八四の一の一部、一八四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 栃原字丸林のうち二〇五及び二〇五、二〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>栃原字原尻</p>	<p>栃原字雨堤</p>	<p>栃原字中渡</p>	<p>らと一体をなす国有地以外の区域 栃原字井谷平九五四、九五五の三の一部、九五五の四の一部、九五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	
<p>栃原字原尻のうち三八五、三八六、三八七の一部、三八八の一部、三八九、三九〇、三九一から三九三までの一部、三九四の一、三九四の二、三九五から四〇〇まで、四〇一の一部、四〇二の一部、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇三、四〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域 栃原字坂ノ上四一八、四一九の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字鉄穴平九二九の四の一部</p>	<p>栃原字西屋敷三二八の一部、三二九の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字中渡三六二の一部、三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 栃原字雨堤のうち三七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 栃原字原尻三八五、三八六、三八七の一部、三八八の一部、三八九、三九〇、三九一から三九三までの一部、三九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 栃原字西中渡四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四、四五五、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>栃原字中渡のうち三五八の一部、三五九、三六〇の一部、三六二の一部、三六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 栃原字西中渡四五七の一の一部、四五八の一部、四五九の一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>		

<p>栃原字坂ノ上</p>	<p>栃原字原尻三九九から四〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇三、四〇五と一体をなす国有地の一部 栃原字坂ノ上のうち四一八、四一九の一部、四二八の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 栃原字京見塔九一二の一、九一三の一 栃原字鉄穴平九二五の二、九二六の二、九二七の二、九二九の二、九二九の三、九二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>栃原字西中洪</p>	<p>栃原字中洪三五八の一部、三五九、三六〇の一部、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字雨堤三七九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 栃原字原尻三九二の一部、三九三の一部、三九四の一の一部、三九四の二、三九五から三九八まで、三九九の一部、四〇〇から四〇二までの一部、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地 栃原字坂ノ上四四四の一部及びこれと一体をなす国有地 栃原字西中洪のうち四五三の一の一部、四五三の二の一部、四五四、四五五、四五六の二の一部、四五七の一の一部、四五八の一部、四五九の一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 栃原字坂ノ下八八七の二</p>
<p>栃原字下小谷</p>	<p>栃原字中丸林一〇三の一部、一〇五の一部、一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 栃原字下丸林一〇八の一部 栃原字下小谷の全域</p>
<p>栃原字谷田</p>	<p>栃原字谷田のうち七一八の一部、七二〇から七二二までの</p>

<p>栃原字石原田</p>	<p>一部以外の区域</p>
<p>栃原字山田</p>	<p>栃原字谷田七一八の一部、七二〇から七二二までの一部 栃原字石原田の全域</p>
<p>栃原字山田</p>	<p>栃原字山田の全域 栃原字坂ノ下九〇三の二</p>
<p>栃原字坂ノ下</p>	<p>栃原字坂ノ下のうち八八七の二、九〇三の二以外の区域</p>
<p>栃原字京見塔</p>	<p>栃原字京見塔のうち九一二の一、九一三の二以外の区域</p>
<p>栃原字鉄穴平</p>	<p>栃原字鉄穴平のうち九二五の二、九二六の二、九二七の二、九二九の二から九二九の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>栃原字井谷平</p>	<p>栃原字井谷平のうち九五四、九五五の三、九五五の四、九五六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>栃原字籠原</p>	<p>栃原字籠原のうち九七三の二、九七四の二、九七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大坂字深山</p>	<p>大坂字深山のうち一四二の三、一四二の五、一四七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大坂字佛瀧</p>	<p>大坂字佛瀧のうち二二七の一の一部、二二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の一、二二三の二、二二四の一、二二五の一、二二六の一、二二八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大坂字下毛田</p>	<p>大坂字佛瀧二二七の一の一部、二二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の一、二二三の二、二</p>

<p>大坂字河越</p> <p>二四の一、二二五の一、二二六の一、二二八の一と一体を なす国有地の一部 大坂字下モ田のうち二九一の一の一部、二九一の二の一部、 二九二の一部以外の区域 大坂字河越二九五の一、二九八、三〇〇、三〇四の三と一 体をなす国有地の一部</p>	<p>大坂字浅尾</p> <p>大坂字浅尾のうち八七三の二の一部及び八九二の一、八九 四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大坂字上浅尾九〇八の二及び九〇〇、九〇七と一体をなす 国有地の一部</p>	<p>大坂字上浅尾</p> <p>大坂字浅尾八七三の二の一部及び八九二の一、八九四と一 体をなす国有地の一部 大坂字上浅尾のうち九〇八の二及び九〇〇、九〇七と一体 をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大坂字上日貝市</p> <p>大坂字深山一四二の三、一四二の五、一四七の一と一体を なす国有地の一部 大坂字上日貝市のうち一三五七の一の一部以外の区域 大坂字日貝市一三六一の一部、一三六二の一部</p>	<p>大坂字日貝市</p> <p>大坂字上日貝市一三五七の一の一部 大坂字日貝市のうち一三六一の一部、一三六二の一部以外 の区域</p>
<p>鳥取県告示第九百六十六号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項におい て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字矢下五九 八山本一雄ほか七人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業矢下地 区区画整理）を昭和六十三年十月十三日認可したので、同法第九十五条第 四項の規定により告示する。</p> <p>昭和六十三年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>				
<p>鳥取県告示第九百六十七号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良 事業（団体営かんがい排水事業谷川地区農業用排水）を昭和六十三年十 月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。</p> <p>昭和六十三年十月十八日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>				
<p>鳥取県告示第九百六十八号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において 準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事</p>				

業に係る大滝地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町栃原字丸林一九一の八

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十九年七月六日 鳥取県指令受漁港第二十四号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十三年十月十八日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二一九一から二七二までの地先公有

水面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 岩戸漁港防波堤灯台（北緯三五度三三分四八秒東経一三四度一六分三八秒）から一〇八度五〇分一七九・〇〇メートル

の地点(以下「A地点」という。)から三二二度二〇分九・一〇メートルの地点

- 2の地点 A地点から一七六度〇〇分一六六・七〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から一七九度三〇分二三二・〇〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から二〇六度〇〇分一五六・〇〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から二〇八度五〇分一九・〇〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から二三〇度〇〇分一四三・〇〇メートルの地点
- 7の地点 A地点から二〇五度四五分六八・五〇メートルの地点
- 8の地点 A地点から二〇三度二〇分六六・五〇メートルの地点
- 9の地点 A地点から二五二度四五分三六・二〇メートルの地点

(三) 面積

一一、四一六・〇〇平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

福部村役場

鳥取県告示第九百七十一号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川玉川

二 廢川敷地が生じた年月日

昭和六十三年十月十八日

三 廢川敷地の位置

倉吉市見日町二五六地先から同町一一三一一地先まで

四 廢川敷地の種類及び数量

土地 八、〇七九・七九平方メートル

正 誤

昭和六十三年九月鳥取県告示第八百四十七号(保険医療機関等の指定について)中次の箇所(誤りにあったので、訂正する。)

頁 段 誤 正

二 上

安陪内科医院

安部内科医院

昭和六十三年九月鳥取県告示第八百五十一号(結核予防法による医療機関の指定について)中次の箇所(誤りにあったので、訂正する。)

頁 段 誤 正

三 下

安陪内科医院

安部内科医院